

農薬の残留基準が変わります！ 農薬を散布する時は気をつけましょう！

残留農薬のポジティブリスト制度

食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。

この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも国際基準などを参考とした「暫定基準」が設定されます。

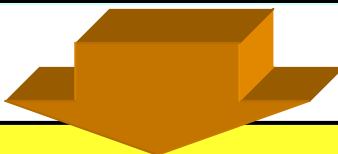
今まで残留農薬基準値がなく、「暫定基準」も設定されない場合は「一律基準」として0.01ppmという低い数値が設定されることになります。

一律基準(0.01ppm)が適用される作物へ農薬が飛散し、この基準を超えた場合、食品衛生法違反となる恐れがあります。その場合、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

ポジティブリスト導入後の基準値のイメージ

農薬A

作物	基準値(ppm)		参考基準	備考
	導入前	導入後		
小麦	0.5	0.5	残留農薬基準	そのまま
みかん	-	0.1	登録保留基準	暫定基準
キウイフルーツ	-	1	オーストラリア	
きゅうり	-	0.2	国際基準	一律基準
茶	-	0.01	該当なし	



周辺作物への影響も考慮し
これまで以上に農薬飛散防止への配慮が必要です

対策は？

農薬を使用する時の注意事項

周辺の農作物の栽培者に、事前に農薬の散布日、使用農薬等を知らせましょう

散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう

風の弱い時に風向や散布方向に気をつけて散布しましょう

タンクやホースは洗い漏れがないようきれいに洗いましょう

こんな対策も有効です

周辺の農作物にも登録のある農薬を使用する

粒剤など飛散しにくい剤型の農薬を使用する

境界区域に散布しない区域を作る

まわりの作物をシートなどで遮蔽したり一時的に覆っておく

発生予察情報の利用により、必要最小限の農薬を利用する

農薬の使用状況を記録し、保管する

もし飛散が起きてしまったら、すぐに周辺の栽培者に知らせるとともに、地域の指導機関に相談しましょう

< 本資料についての問い合わせ先 >

山口県農林部経営普及課普及防疫班

TEL 083-933-3366 FAX 083-933-3379